

子どもは「権利の主体」です 子どもの人権のこと

子どもの権利とは

人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。どの時代においても、子どもは社会の宝であるとして大切にされてきましたが、一方で、「まだ子どもだから」と言って子どものことを勝手に決めてしまうこともよくありました。しかし、子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」でもあるのです。にもかかわらず、子どもに対する虐待の増加、いじめ、体罰、自殺、不登校の課題や学校における暴力行為など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になってきています。

大人もかつては子どもでした。その頃のことを忘れずに、子どもの思いを理解し、そして尊重しながら、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて行動していくことが何よりも必要です。

子どもを権利の主体とするために

国連は、昭和34（1959）年に「児童の権利宣言」を採択し、20周年となる昭和54（1979）年を「国際児童年」とするなど、取組を進めてきました。そして、30周年となる平成元（1989）年に、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を詳細かつ具体的に定めています。

平成28（2016）年6月に公布された改正児童福祉法では、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを第1条に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

また、令和4（2022）年6月に公布された改正児童福祉法において、児童相談所が関わる児童について、意見聴取等を行うこととし、意見表明等を支援するための事業が法に位置づけられました。

なお、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された子ども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法では、こども施策の基本理念のほ

か、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

子どもに関する条例や計画

児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を傷付け、健やかな成長を阻害する事象が相次ぐ中、平成19（2007）年4月に「大阪府子ども条例」を施行しました。この条例では、子どもの尊厳を守り健やかな成長を支えるため、社会全体で認識を共有するための基本理念や大阪府、保護者、学校などの責務を明らかにし、府の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにしています。

また、令和2（2020）年3月に策定をした「大阪府子ども総合計画後期計画」により、「次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進します。

子どもを虐待から守るために

平成12（2000）年に、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。平成16（2004）年10月の改正では、児童虐待が「著しい人権侵害」であると明記され、「DVの目撃による子どもへの心理的虐待」や「保護者以外の同居人による虐待（ネグレクト）」も定義に加えられるとともに、「予防及び早期発見」、「児童の保護及び自立支援」など、国や自治体の責務がより詳しく定められ、さらに平成19（2007）年5月の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会、通信等の制限の強化を図るための見直しが行われました。

また、平成28（2016）年6月の改正では、しつけを名目とした児童虐待の防止が明記されるとともに、都道府県・市町村のそれぞれの役割・責務の明確化がなされ、令和元（2019）年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲

戒してはならない旨が明記されるとともに、強化を図るべき関係機関間の連携の例示や、児童虐待の早期発見の努力義務の対象者として、学校や教育委員会が明示されました。

大阪府においても、平成23（2011）年2月に「大阪府子どもを虐待から守る条例」を施行しました。この条例は、子どもを虐待から守ることに係る施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

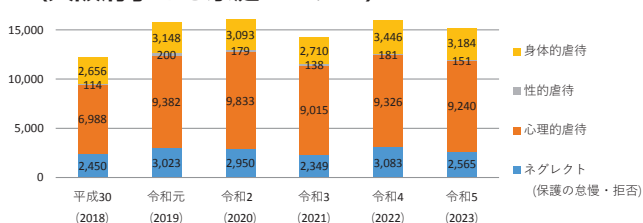
また、深刻な状況にある児童虐待問題に対応するため、子ども家庭センターの体制・機能強化、市町村児童家庭相談体制の充実に向けた支援や地域の連携強化の推進、虐待を発見した場合等の通告の促進やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの啓発活動等を行っています。

加えて、令和元（2019）年8月には、知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」を開催し、重大な児童虐待ゼロ宣言を採択するとともに、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応について、オール大阪でより一層取り組んでいます。

社会構造やライフスタイルの変化により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している中、保護者が養育することができない子どもや、虐待を受けた経験のある子どもなどが増加しており、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことが求められています。

平成28（2016）年の改正児童福祉法により子どもが権利の主体であることが明確化されたことを踏まえ、大阪府では、子どもの権利擁護と次世代の育成の観点から、子どもが生まれ育った環境にかかわらず健全に成長できるよう、令和2（2020）年3月に策定した「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」において「子どもが意見を表明しやすい環境づくり」と「権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築」を位置付け、関係機関と連携し取り組むこととしています。

■大阪府における児童虐待対応件数
(大阪府子ども家庭センター)



「虐待かなと思ったら…」

イチハヤク

189

児童相談所
虐待対応
ダイヤル